



答 申 第 8 1 9 号
令 和 2 年 3 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和2年2月20日付け神海市第547号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

1 下記の新たな類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。

別紙1 「本人以外からの収集について」(条例第7条第2項第5号)の類型19

別紙2 「思想信条等情報の収集について」(条例第7条第3項ただし書)の類型19

別紙3 「本人以外からの収集について」(条例第7条第2項第5号)の類型20

別紙4 「思想信条等情報の収集について」(条例第7条第3項ただし書)の類型20

2 運用にあたり、これらの類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取り扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求めること。

本人以外から個人情報を収集することについて
(第7条第2項第5号)

【防犯カメラに関する類型】

	類 型	理 由
19	<p>(市の公共施設における防犯カメラの設置)</p> <p>市の公共施設※₁に設置する防犯カメラによって、来訪者等不特定多数を対象として個人情報を収集する場合※₂</p> <p>ただし、来訪者個人を特定できる態様で録画する場合を除く</p>	<p>①市の公共施設において、来訪者等の安全の確保、犯罪の未然防止及び犯罪等が発生した際の証拠保全を図るために、必要な範囲内で、防犯カメラを設置して録画する必要があるため</p> <p>②防犯カメラによって常時撮影するという性質上、被撮影者の個別の同意を得ることは困難であることから、個人情報を保護するために必要な措置を講じている場合に限り、本人からの収集の例外事項としてやむを得ないものと考えられるため</p>

※1 ここではいう市の公共施設とは、実施機関が設置・管理する建築物系施設（その敷地を含む。）であって、不特定多数が来訪する公共空間を有するものをいう。（市庁舎、研修所、社会教育施設、公衆衛生施設、社会福祉施設、公園・体育施設等市民福祉施設、学校園、医療施設、交通施設など）

※2 実施機関は、「市の公共施設に設置する防犯カメラシステムの運用に関するガイドライン」の遵守を前提とする。

思想信条等に関する個人情報を収集することについて
(第7条第3項ただし書)

【防犯カメラに関する類型】

	類 型	収集する個人情報	理 由
19	<p>(市の公共施設における防犯カメラの設置)</p> <p>市の公共施設※1に設置する防犯カメラによって、来訪者等不特定多数を対象として個人情報を収集する場合※2</p> <p>ただし、来訪者個人を特定できる態様で録画する場合を除く</p>	<p>・個人の特質を規定する身体に関する情報</p>	<p>①市の公共施設において、来訪者等の安全の確保、犯罪の未然防止及び犯罪等が発生した際の証拠保全を図るために、必要な範囲内で、防犯カメラを設置して録画する必要があるため</p> <p>②防犯カメラによって常時撮影するという性質上、被撮影者の個別の同意を得ることは困難であることから、個人情報を保護するために必要な措置を講じている場合に限り、本人からの収集の例外事項としてやむを得ないものと考えられるため</p>

※1 ここていう市の公共施設とは、実施機関が設置・管理する建築物系施設（その敷地を含む。）であって、不特定多数が来訪する公共空間を有するものをいう。（市庁舎、研修所、社会教育施設、公衆衛生施設、社会福祉施設、公園・体育施設等市民福祉施設、学校園、医療施設、交通施設など）

※2 実施機関は、「市の公共施設に設置する防犯カメラシステムの運用に関するガイドライン」の遵守を前提とする。

本人以外から個人情報を収集することについて
(第7条第2項第5号)

【ドライブレコーダーに関する類型】

	類 型	理 由
20	(公用車へのドライブレコーダーの設置) 公用車に設置したドライブレコーダーの録画によって個人情報が含まれる場合	①公用車での交通事故が発生した際に事故状況の正確かつ客観的な事実の把握や原因究明など適切な事故処理のため、また、事故防止対策としての教育指導及び市が管理する道路施設等の破損状況の確認等に活用するために、公用車運行時にドライブレコーダーで録画することにより、個人情報を収集する場合があるため ②ドライブレコーダーによる録画で常時運行中に個人情報を収集するという性質上、公用車周辺の歩行者等の同意を得ることは不可能であるため

※1 実施機関は、「神戸市公用車ドライブレコーダーの設置及び運用に関するガイドライン」の遵守を前提とする。

思想信条等に関する個人情報を収集することについて
(第7条第3項ただし書)

【ドライブレコーダーに関する類型】

	類 型	収集する個人情報	理 由
20	(公用車へのドライブレコーダーの設置) 公用車に設置したドライブレコーダーの録画によって個人情報が含まれる場合	・個人の特質を規定する身体に関する情報	①公用車での交通事故が発生した際に事故状況の正確かつ客観的な事実の把握や原因究明など適切な事故処理のため、また、事故防止対策としての教育指導及び市が管理する道路施設等の破損状況の確認に活用するために、公用車運行時にドライブレコーダーで録画することにより、個人情報を収集する場合があるため ②ドライブレコーダーによる録画で常時運行中に個人情報を収集するという性質上、公用車周辺の歩行者等の同意を得ることは不可能であるため

※1 実施機関は、「神戸市公用車ドライブレコーダーの設置及び運用に関するガイドライン」の遵守を前提とする。